

# 厚生労働大臣の定める掲示事項

【医療療養病床について】中国四国厚生局長の指定を受けた保険医療機関です。

- 1 当院は、厚生労働大臣の定める基準による「療養病棟入院基本料」51床(医療保険病棟)の医療機関です。
- 2 医療保険適用病床における看護配置は下記の通りです。  
看護職員10名以上(20:1以上) 看護補助者12名以上(20:1以上)  
0:00~9:00 看護職員1人当たりの受持ち数40名以内(看護補助者の受持ち数は40名以内)  
9:00~18:00 看護職員1人当たりの受持ち数10名以内(日祭日は14名以内)  
(看護補助者の受持ちは8名以内(日祭日は10名以内))  
18:00~0:00 看護職員1人当たりの受持ち数40名以内(看護補助者の受持ち数は40名以内)

3 当院は、上記1の基準を満たしているため、患者様の負担による付き添い看護は認められていませんので、付き添いのご心配はおりません。

4 次の施設基準に適合している旨の届出を行っています。

名称	届出受理年月日	届出受理番号
①療養病棟入院基本料	平成27年11月1日	(療養入院) 第547号
②療養病棟療養環境加算1	平成21年3月1日	(療養1) 第7号
③入院時食事療養(I)、入院時生活療養(I)	平成18年4月1日	(食) 第951号
④CT撮影及びMRI撮影	平成24年10月1日	(C・M) 第255号
⑤脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)	平成28年5月1日	(脳Ⅲ) 第148号
⑥運動器リハビリテーション料(Ⅲ)	平成29年2月1日	(運Ⅲ) 第121号
⑦酸素の購入単価に関する届出	平成28年4月1日	(酸素) 第11749号
⑧胃瘻造設術(経皮的内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む)	平成29年5月1日	(胃瘻造) 第66号

【介護療養病床について】

1 当院は、「介護療養型医療施設 I 型(療養機能強化型A)」28床(介護保険病棟)の医療機関です。

2 介護保険適用病床における人員配置は下記の通りです。

ケアマネジャー1名 看護職員7名以上(6:1看護) 介護職員12名以上(4:1介護)

3 山口県健康福祉部長より指定を受けたサービスの種類及び加算内容

- ①夜間勤務等看護(Ⅲ)      ②療養環境基準型      ③栄養マネジメント  
④重症皮膚潰瘍指導管理      ⑤サービス提供体制強化(Ⅱ)      ⑥リハビリテーション提供体制理学療法 I

● 当院は、入院時食事療養(I)の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供します。また、四季折々の行事食、イベント食も実施しております。

● 当院は、厚生労働大臣の定める施設基準を満たし、山口県知事の承諾を受けた指定居宅介護サービスを提供します。

- ①(介護予防)短期入所療養介護      ②(介護予防)通所リハビリテーション  
③(介護予防)通所介護(デイサービス)      ④居宅介護支援事業所

● 当院の特別の療養環境室は、以下のとおりです。(税込)

種別	部屋数	料金	個室番号
特別室(個室)	2室	10,800	211・311
準特別室(個室)	2室	5,400	210・310
個室	3室	3,780	217・218・317
2人部屋	4室	2,700	212・213・312・313

● 当院では、次あげる項目について、その使用量・利用回数に応じて実費相当額(税込)のご負担をお願いいたします。

- ①文書料 診断書(1枚につき)      各種診断書      2,160円  
(A4サイズ1枚につき) 各保険会社用診断書、入院、通院証明書等      3,240円  
(A3サイズ1枚につき) 身体障害者診断書、障害診断書等      5,400円  
証明書等 1枚につき      540円

②病衣 76円/日

③紙おむつ代 サイズや枚数により値段が異なります。窓口にお問合せ下さい。

なお、衛生材料等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、一切認められていません。

● 病院の概要

①管理者 院長 山口一紘

②診療科目 外科・内科・整形外科・循環器科・リハビリテーション科  
呼吸器科・胃腸科・皮膚科・泌尿器科・放射線科・肛門科

③診察日 月・火・水・木・金・土

④休診日 日曜・祝祭日・木曜日午後・土曜日午後

⑤診療時間 午前9時から午後1時まで・午後2時から午後6時まで